

令和7年度鳥取市女性デジタル人材育成事業公募型プロポーザル募集に係る質問回答
(令和7年5月9日掲載 鳥取市総務部人権政策局男女共同参画課)

No.	質問事項	回 答
1	審査会についてですが、プレゼンテーションの方法は、オンライン登壇は可能でしょうか？ もし現地対応必須の場合は、現地とオンライン登壇で参加させていただき、オンライン上からプレゼンをさせていただくことは可能でしょうか？	「9 審査（2）審査会」のプレゼンテーションは、対面で行います。 現地に1名以上でご登壇いただき、あわせてオンラインによるプレゼンテーションが可能です。ただし、インターネット環境やWEB会議システム（zoomやWebexなど）のアカウント等は提案者でご準備ください。 映写に係る機器（プロジェクター、コード類、スクリーン）は本市が準備します。 （※参考）公衆無線LANがご利用いただけます。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1424151355519/
2	受講者数の15名という想定は、どのような根拠に基づいて設定していますか。	受託事業者の講習内容、受講者のフォローアップ等において受講者数をどの程度受け入れられるかにもよりますが、本市としては過去の実績等により最低15名は受講していただきたいと考えています。従って、受講者が15名を上回っても問題ありません。
3	チラシ配布について、これまでの事業実績から、想定されるチラシの印刷部数があればご教示ください。	チラシを作成し公共施設への配布が必要な場合は、鳥取市が行います。この場合の枚数は1,000枚必要になります。配布先は、市内の地区公民館・各人権センター・図書館、また因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域内で構成される市町（鳥取県鳥取市・八頭町・智頭町・若桜町・岩美町、兵庫県新温泉町・香美町）などです。
4	受講申し込みが募集人数を上回った場合の選考基準について、現時点で検討されている事項があればご教示ください。	現時点で検討している事項はございません。
5	事務局の開設場所について、場所の制約・条件はありますか。	事務局の開設場所の制約はございません。
6	オンライン受講方式が原則とのことですが、一部対面形式を取り入れることは可能でしょうか。また対面形式を取り入れる場合に考慮すべき点や、市の協力体制（会場提供など）についてご教示ください。	対面形式の研修を実施いただくことは可能です。その場合、対面での受講が困難な受講者（欠席者）に対し、オンデマンド配信などのフォローアップをお願いします。また、会場として鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」の会議室をご利用いただくことは可能です。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1197014608050/index.html
7	受講者のレベル（初心者～経験者）を想定した際に、講座内容の難易度や進め方について、何か考慮すべき点がありますでしょうか。	講座の難易度や進め方等について、指定等はございません。最も効果的な事業となるようご提案ください。
8	OJT及び就労支援機関等との連携において、市内の企業などとの連携を行うこととあるが、市内企業の他、鳥取県外企業（都心部）と連携することは可能か。リモートワークの場合、市外・県外からの業務受託も考えられるため、もし市外県外企業との連携が不可の場合はその理由もご教示ください。	鳥取市内の企業、また市外・県外企業との連携も可能です。
9	講座内で課題を提出する場合、 ・その課題に取り組む時間（例：記事制作4時間目安 など） ・円滑なスキル取得や就労支援を目的とした個別面談の時間は、講座（15時間以上）に含まれますか。	仕様書「1 委託事業の概要（4）①の、事業所が求めるデジタルワークに必要なスキルの習得ができる講座として、15時間以上の実施としています。 OJT・就労支援・面談・企業とのマッチングは含みません。
10	デジタルスキル習得による就労を目指していることから、基礎的なパソコン操作のスキルを有していることやパソコンを保有していることを応募上の条件とすることは可能でしょうか。	パソコンスキルを有していることやパソコンを保有、インターネット環境があるなどの条件設定により、受講者を募集することは可能です。

No.	質問事項	回 答
11	令和7年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業 仕様書(4) 委託事業の内容 1 に「原則オンライン受講方式で行うこと。」と記載がありますが、各受講生の受講場所に関する指定はございますでしょうか。 想定される場所を以下①～③まで記載しておりますので、ご確認お願いいたします。 ①各受講生の自宅からオンライン受講 ②鳥取市様が提供するオンライン受講用スペースの利用 ③弊社が鳥取市内でコワーキングスペース等を手配	受講生の受講場所に関する指定はございません。原則、①受講者の自宅等を想定しています。②は想定していません。③鳥取市内でコワーキングスペース等を手配していただくことは可能ですが、これにかかる費用は経費として積算してください。鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」の利用もご検討ください。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1197014608050/index.html
12	令和7年度 鳥取市女性デジタル人材育成事業 仕様書(4) 委託事業の内容 1 に「原則オンライン受講方式で行うこと。」と記載がありますが、対面講座の開催は可能でしょうか。	可能です。対面方式が効果的であるとされる場合は、取り入れていただいてもかまいません。 鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」もご検討ください。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1197014608050/index.html
13	パソコンをお持ちでない受講生の方には、鳥取市様よりパソコンの貸与はあるのでしょうか。	本市からのパソコンの貸与はありません。
14	仕様書1-(4) 委託事業の内容 ①リモートワーク実践スキルアップ講座(仮称)の開催 1. 「15時間以上の講座を実施すること」とありますが、講座時間数に上限はありますでしょうか。 2. 仕様書には「リモートワーク実践スキルアップ講座(仮称)の開催」について、「講座受講は、原則オンライン受講方式で行うこと」と記載されていますが、事業の実施場所は鳥取市内となっています。鳥取市内の会場を使用せずに、講師・受講者ともにフルリモートで実施しても差し支えないでしょうか。 3. 「オンライン講座」とはリアルタイム配信型ではなく、オンデマンド型(録画配信)でも可能でしょうか。	1. 講座時間数の上限はございません。ただし、受講者に大きく負担とならないようご配慮ください。 2. 鳥取市内の会場を使用せず、講師・受講者ともにフルリモートで実施されることは可能です。 3. 講座はリアルタイム配信型をお願いします。受講者都合による未受講の際は、オンデマンド型(録画配信)も可能です。
15	募集要項2-(2)②と仕様書1-(4)② 本事業において構築するネットワーク(コミュニケーションツール)について。 1. 募集要領には「受講者同士がつながり、情報共有できるネットワーク構築」、仕様書には「受講者同士がつながり、情報共有できるコミュニケーションツールの構築」と記載されています。提案にあたり、貴市としては、受講者同士の繋がりを促進する上で、以下のどちらの側面をより重視されていますでしょうか。 ①具体的なコミュニケーションツール(SNS、チャットツール、掲示板等)の提供 ②受講者間の情報交換、相互支援、コミュニティ形成等の機能 2. 受講期間中のみを想定されているものでしょうか。それとも、事業終了後も受講者が継続して利用できることを想定されているものでしょうか。	1. 在宅ワークによる孤立を防ぐことを目的としており、提案者様において適切であると判断される手法をご提案ください。 2. 業務終了までを想定しています。
16	募集要項2-(3)実施対象者、仕様書1-(6)対象者 仕様書および募集要領に記載されている受講対象者の要件「就労を目指している18歳以上の女性」について、以下の点を確認させてください。 1. 現在、企業等に勤務しており、転職を希望している女性は、受講対象に含まれますでしょうか。 2. 学生(大学、大学院、専門学校等)は、受講対象に含まれますでしょうか。 それぞれのケースについて、ご回答をお願いいたします。	1. 女性のデジタル人材育成や、女性の多様な働き方を支援することを目的としています。デジタル分野の就労を目指している方であれば対象となります。 2. 本事業は、地域における女性の活躍を重点的に推進することを目的としています。受講後は、本市(または麒麟のまち圏域)においてデジタル人材として活躍していただくことを期待するものであり、その点を踏まえてご提案ください。

No.	質問事項	回 答
17	仕様書1－(4)④ 「企業等とのマッチングの機会を提供し、受講者に1回以上参加させ、実際の雇用につなぐこと」とありますが、マッチングに関して、以下の点について確認させてください。 1. 企業等とのマッチング機会は、複数回設ける必要がありますでしょうか。あるいは、1回以上の提供で要件を満たすものでしょうか。 2. 受講者全員の就労が必須要件となりますでしょうか。あるいは、可能な限り就労に繋げる努力を行うことで要件を満たすものでしょうか。	1. 1回以上の機会の提供で要件を満たすものですが、多くの就労につながる機会の提供を期待しています。 2. 受講者全員の就労が必須要件ではございません。
18	仕様書1－(8)受講者募集および選考 「受講申し込みが募集人数を上回った場合、受講対象者を決定するための選考を行うこと。選考にあたっては市と協議のうえ調整すること」とありますが、受講者の選考に関して、以下の点について確認させてください。 1. 受講者の選考を行うにあたり、申し込み受付時に選考を兼ねるような質問事項を受講希望者に設けることは可能でしょうか。 2. 可能な場合、質問事項の内容や選考基準について、貴市から具体的な指示や、配慮すべき点はありますでしょうか。	1. 可能です。 2. 現時点では選考基準の指示や配慮すべき点はございません。
19	受講者が使用するパソコンについて、貴市から受講者への貸出やレンタルの用意はありますでしょうか。	本市からのパソコンの貸与はありません。
20	子育て中の女性が参加しやすいよう、研修期間中の託児サービスの提供について、以下の点を確認させてください。 1. 託児サービスの提供について、具体的なサポート内容（託児場所、対象年齢、費用、利用時間等）について、現時点で決まっている情報があればご教示ください。 2. 託児サービスを提供する場合、その費用は受託側と発注側のどちらの負担となりますでしょうか。あるいは、双方で分担する等の仕組みはありますでしょうか。 3. 発注側で用意している託児施設等があれば、詳細についてご教示ください。	1. 決定事項はございませんので、子育て中の方も参加しやすくなるようご提案ください。 2. 託児施設等を提供する場合、費用は経費として積算してください。 3. 用意している託児施設等はありません。
21	仕様書1－(4) -3について 市内の就労支援機関については、受託者で関係性を作る他、御市からご紹介いただくことも可能でしょうか。	市内の就労支援機関と受託者との連携において、両者の関係性の構築にあたり、受託者と協議の上、本市が就労支援機関を紹介させていただくことは可能です。
22	仕様書1－(6) 御市以外、連携中枢都市圏域内の住民の方への周知は可能でしょうか。可能な場合、周知方法は御市内への周知方法と同様に実施可能でしょうか。	因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏域内で構成される市町（鳥取県鳥取市・八頭町・智頭町・若桜町・岩美町、兵庫県新温泉町・香美町）の住民への周知は可能です。関係自治体と本市が協議の上調整させていただきます。
23	当日投影用の資料は副本（社名をマスキングしたもの）でプレゼンする認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。社名やロゴ等をマスキング等により応募者が判別できないようお願いします。
24	仕様書1－(4) -4について 企業等とのマッチング機会の提供については、市内企業以外の選択肢も可能でしょうか。	企業等とのマッチング機会の提供について、鳥取市内、また市外・県外の企業等とのマッチングも可能です。